

四日市港管理組合公報

第892号

平成24年3月26日

月曜日

目次

監査委員公表

○監査結果に対する措置の公表	(監査委員)	1
----------------	--------	---

監査委員公表

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年3月26日

四日市港管理組合

監査委員 伊藤 晃

監査委員 山本 勝

実施年月日	平成23年11月8日
<p>監査対象部局 四日市港管理組合経営企画部経営企画課</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置(処理状況)</p>
<p>(1) 職員の育成等について</p> <p>平成23年度の四日市港管理組合の職員構成については、プロパー職員の比率が全体の約26%で他は国、三重県及び四日市市からの派遣職員である。またプロパー職員の配置は管理課が主で、総務、企画等事務方のほとんどが県・市からの派遣職員で占められている。しかし、県・市の職員は人事異動により数年で県あるいは市に戻ってしまうことを考えると、四日市港管理組合を将来にわたって継続的に支えていくプロパー職員の果たす役割は非常に重要であるとともに、引き続きプロパー職員の人材育成について取り組むよう努められたい。また、各分野に応じた専門性が高められるよう、職員の配置についても検討されたい。</p> <p>さらに、県・市からの派遣職員を含めて、個人のスキルアップが重要であるので、引き続き職員研修を充実されたい。</p>	<p>(1) 職員の育成等について</p> <p>職員の人材育成については、平成20年度に策定した「四日市港管理組合人材育成方針」に基づき、OJTや職場外研修などに取り組んでいます。</p> <p>プロパー職員については、幅広い経験を積ませるため、平成23年度は、管理課以外の職場として、振興課(航路対策業務：2名)、伊勢湾連携プロジェクト(1名)、整備課(施設維持担当2名)に配置して活用していくことは、今後ますます重要な知識や能力を港湾業務全般で中期的な観点から管理組合の職員構成や職員配置、プロパー職員の採用のあり方について検討しています。</p> <p>また、県・市からの派遣職員については、各分野に応じて必要となる専門的知識や能力を有する職員の配置に努めているところですが、その知識や能力が高められるよう、引き続き専門研修などの機会を設けていきます。</p> <p>今後、職員一人ひとりの特性を踏まえ、職場内外において、人材育成を進めていきます。</p>
<p>(2) 委託契約業務の履行確認については、日報等を提出させるなど定期的に確認がされているところであるが、マニュアル等手エックポイントの徹底し、業務品質確認や次期契約時の契約額引下げ交渉ポイントの絞り込みなどにも取り組まれたい。また、上司による牽制も含めた手エック体制のさらなる徹底に努められたい。</p>	<p>(2) 委託契約業務の確認等について</p> <p>ポートビルの設備管理、警備及び清掃の委託業務に関しましては、日報等の業務遂行結果報告書の提出や、定期的の実施している受託業者との打合せを通じて、さらには実際の業務遂行現場への立会い等を通じて、業務が適切に履行されていることを確認しているところである。</p> <p>また、手エック体制についても、管理組合の関係規則等に基づき、担当者及びその上司による手エックを実施しているところである。こうした日々の取組を通じて、受託業者から提供されるサービスの水準が適正であることを確認するとともに、組織団体である県市の状況も参考にしながら、引き続き適切な手エックを行っていきたいと考えています。</p>

監査の結果に基づいて講じた措置 監査対象部局 四日市港管理組合経営企画部経営企画課 監査の結果		実施年月日 平成23年11月8日 講じた措置 (処理状況)
(3) 工事・委託契約について 公共工事等の入札・契約手続は三重県の制度に準じて要綱・要領の改正を行い、それらに基づいて処理がされている。これらの公共工事等に係る入札・契約事務にあたっては、県内地元業者の育成を図りつつ、競争性・公平性を十分確保されたい。また引き続きそのコストや効率性改善に努め、公共工事等の品質確保にも十分留意されたい。	(3) 工事・委託契約について 公共工事等の入札・契約制度については、これまで三重県に準じ、随時制度の改善を進めてきたところです。 県内地元業者の育成については、総合評価方式の評価項目に地域要件を設定するなど地元業者の受注機会の確保に努めています。また、公共工事の品質確保については、平成23年度から建設工事の全ての総合評価方式に施工体制確認型を導入しています。 今後、三重県や四日市市の入札制度を参考に、より透明性・公正性・競争性の高い入札制度となるよう、引き続き取組を進めていきます。	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	実施年月日	平成23年11月11日
監査の結果	講じた措置(処理状況)	
<p>(1) ポートセールス等の貨物集荷について 貨物集荷のために従来から国内・国外へのポートセールス等に取り組んできているが、平成22年はリーマンショック等の影響も抜け、外貿コンテナ取扱貨物量が約17万5百TEUと過去最高を記録する結果となった。しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災や円高、またタイの洪水など平成23年以降の四日市港を取り巻く環境は厳しい状況となることが予想される中、集荷対策の重要性はこれまで以上に増すものと考えられる。 そのため、従来から実施している各種セミナーや説明会の開催等ポートセールス活動について引き続き取り組まれるとともに、職員の異動や配置に意を配し、荷主等関係企業への対応が継続的に行われるよう検討されたい。 特に、高い原価意識を持ち、競争に勝てる「価格戦略」やスピード・利便性等を強くアピールする「他港差別化戦略」などを徹底研究・実践されたい。 また、航路誘致補助制度について、平成22年度は実績がなかったが、平成22年3月から休止されている北米等の基幹航路の復活及び荷主等からのニーズが高い中国華北・華中航路の新規開拓に向け船会社等への積極的な働きかけに取り組まれたい。</p>	<p>(1) ポートセールス等の貨物集荷について 四日市港における外貿コンテナ貨物取扱量は、東日本大震災や円高など例年にならない逆風の中、平成23年においても、前年に引き続き過去最高を達成することができ、これは、四日市港の背後圏に多様な産業が集積しているという要因だけでなく、セミナーの実施や航路誘致活動など官民挙げてのポートセールス活動の成果、グリーン物流促進補助制度の成果など様々な要因によるものと考えられます。 職員の異動や配置に当たっては、振興課の業務が、荷主企業への対応において職員と荷主企業の担当者との信頼関係を構築したうえでそれを維持する必要があること、また、四日市港の課題や特徴を的確に把握し、その利便性等を戦略的なポートセールスに繋げていくには、高い専門性と知識が必要であることから、可能な限り意を配していただきます。 航路誘致補助制度に関しては、平成22年度及び平成23年度の現時点までの実績はありませんが、北米等基幹航路及び中国華北・華中航路は荷主企業からの航路開設のニーズが高いため、本制度を有効に活用しながら船会社に対して積極的な働きかけを行ってまいります。</p>	
<p>(2) 負担金について 負担金を支出するだけでなく、支出先団体の決算の検討を行い、負担金のより効率的・効果的な運用方法及びそれに伴う値下げ等も強く提言ができるよう研究に努められたい。</p>	<p>(2) 負担金について 負担金を支出している利用促進協議会の活動については、外部からも高い評価を受けていますが、主要構成メンバーである港運企業と各種事業のあり方や今後の運営のあり方について協議を進め、より効果的な運営がなされるよう働きかけてまいります。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置 監査対象部局 四日市港管理組合経営企画部振興課	
実施年月日 平成23年11月11日 講じた措置 (処理状況)	
(3) 委託契約業務の確認等について 委託業務については、その委託内容が確実に履行されているかどうか、日常業務チェックをマニュアル化するなど取組まれたい。また、定期の抽出検査など牽制が働くよう工夫されたい。	(3) 委託契約業務の確認等について 14 階展望展示室運営委託にかかる業務確認については、平素から「出勤の確認」「日報での内容チェック」「退勤時の業務報告」などで行っております。また、振興課職員による視察対応時のアテンドなどにより一定の牽制は働いているものと認識しています。今後も委託内容の確実な履行に向けて業務内容の確認に意を配していきます。

監査の結果に基づいて講じた措置	監査対象部局 四日市港管理組合経営企画部管理課	実施年月日 平成23年11月11日	講じた措置 (処理状況)
<p>(1) マリーナ仮営業施設について 長年課題となっているマリーナ仮営業施設については、平成21年12月に水域及び港湾施設明渡等請求訴訟を提起しており、平成23年3月には津地方裁判所より管理組合の主張をほぼ認める形での判決が下つたが、相手方が判決を不服として控訴したため現在は名古屋高等裁判所にて係争中である。 今後も引き続き四日市市上下水道局と十分な連携・協議のうえ、早期解決を図りたい。</p>	<p>(1) マリーナ仮営業施設について 伊勢湾マリーナ仮営業施設については、名古屋高等裁判所で審理中です。 今後も、四日市市と緊密に連携を取りながら、無許可占有の状況を早期に解消するために、裁判に臨んでいきます。</p>	<p>(2) 委託契約業務の確認等について 委託業務については、その委託内容が確実に履行されているかどうか、定期・不定期の日常業務チェックのマニュアル化をさらに充実させるよう努められたい。また、上司による不定期の抽出検査による牽制も徹底されたい。</p>	<p>(2) 委託契約業務の確認等について 特命随意契約業務を含む全ての委託契約業務については、担当者が定期的に現場確認や書類審査を行い、仕様書に基づき適正に行われているかどうかをチェックしており、所属長による抽出検査も実施しているところ です。 当該チェックはマニュアルに基づき行っていますが、業務の更なる改善に向け、今後もチェック体制の充実等に努めていきます。</p>

実施年月日	平成23年11月11日
<p>監査の結果に基づいて講じた措置</p> <p>監査対象部局 四日市港管理組合経営企画部管理課</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置 (処理状況)</p> <p>(3) 港湾施設使用料等の改定について 港湾施設使用料につきましては、定期的（概ね3年周期）に見直しを行い、必要に応じ改定しています。 当該見直しにつきましては、港湾施設の適切な管理運営を行うことによる良質な施設の提供を行うため、原価回収や当組合の経営の健全性の維持のための事業報酬の確保や他港の状況を踏まえた施設使用者のコスト競争力の維持の観点から、行っています。 その結果、昨年度の見直しでは使用料を据え置くこととなりましたが、今後、維持管理方法の工夫等によるライフサイクルコスト（原価）の抑制を通じた使用料低減への取組とともに、港湾競争力向上のため、経営の健全性を維持しつつ、港湾振興に効果的な使用料の設定に向け、引き続き、取り組めます。</p>
<p>(3) 港湾施設使用料等の改定について 港湾施設使用料等の改定については、原価計算も考慮しつつ平成22年度は現状維持としたところであるが、引き続き今後、他港の使用料も勘案しつつ、経営的見地からの原価計算基礎見直しによる価格引下げも視野に入れた戦略的な使用料価格等の検討に取り組まれない。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置	
監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部整備課
監査の結果	実施年月日
<p>（1）事業の明許繰越について 港湾整備は大規模、長期にわたる事業となり、国との協議、技術審査など関係機関との調整等に時間を要するものが多いことなど、やむを得ない面があるものの、計画的な事業執行を行うことにより、できる限り繰越事業の抑制に努められたい。</p>	<p>平成23年11月8日</p> <p>講じた措置（処置状況）</p> <p>（1）事業の明許繰越について 今後も、関係機関との調整、連携を図るとともに、大規模・長期にわたる事業については、適正かつ計画的に事業を執行し、繰越事業の低減に努めます。</p>
<p>（2）委託契約業務の確認等について 当課では、工事請負、委託業務の履行確認については、マニュアル等で実査、確認を実施しているが、上司の不定期の抽出実査による牽制も徹底に努められたい。</p>	<p>（2）委託契約業務の確認等について 現在、工事請負、委託業務の履行確認については、担当者がマニュアル等に基づき実査、確認を行ってまいります。重要な段階確認を行う場合には、上司も立会うように努めます。</p>

<p>監査の結果に基づいて講じた措置</p>	
<p>監査対象部局 四日市港管理組合出納室</p>	
<p>実施年月日 平成23年11月8日</p>	
<p>講じた措置 (処理状況)</p>	<p>(1) 資金運用について 歳計現金と4種類の基金の運用においては、元本確保を最優先とし、流動性や効率性が図れることを基本としています。具体的には、流動性を必要とする資金は、銀行預金や短期間の国債で運用し、流動性を必要としない資金は、長期間の国債で運用しています。 定期性預金については、ペイオフ対策として預金先銀行からの借入金の範囲内とし、損害が発生しないような運用に努めています。 また、歳計現金の管理は、指定金融機関との当座借越契約に係る定期預金を行い、当該定期預金と同額を借越す当座借越方式による資金管理を行っています。その利率は、銀行との約定により、3ヶ月CD売値-0.2%に設定し、効果的効率的な運用を行うため、年間の資金運用方針、毎月の収支計画、指定金融機関の日表での残高確認などを行っています。 今後、引き続き効果的効率的な資金運用に努めてまいります。</p>
<p>監査の結果</p>	<p>(1) 資金運用について 管理組合の資金管理については、法令、規則に従い、正確かつ適正な処理を行い、あわせてペイオフ対策への対応なども適切に実践されるところであるが、今後も引き続き適切な資金管理に努められるとともに、より高い運用益の回収や、日常資金残高極小化への取組みなど、さらに効果的効率的な資金運用について研究されたい。</p> <p>(2) 物品の管理について 5万円以上の備品については、備品台帳により管理され、年1回出納室による会計事務定期検査を行っているところであるが、平成23年度には「物品管理状況一覧表」を各課で作成するようにしたところである。今後、盗難紛失等の事故を未然に防ぐため、現物の実査による確認、抽出実査など上司による牽制等管理体制の強化について検討されたい。特に現物確認においては、員数の確認に留まらず、利用状況、安全状況、品質状況についても確認するよう努められたい。</p>
<p>講じた措置 (処理状況)</p>	<p>(1) 資金運用について 歳計現金と4種類の基金の運用においては、元本確保を最優先とし、流動性や効率性が図れることを基本としています。具体的には、流動性を必要とする資金は、銀行預金や短期間の国債で運用し、流動性を必要としない資金は、長期間の国債で運用しています。 定期性預金については、ペイオフ対策として預金先銀行からの借入金の範囲内とし、損害が発生しないような運用に努めています。 また、歳計現金の管理は、指定金融機関との当座借越契約に係る定期預金を行い、当該定期預金と同額を借越す当座借越方式による資金管理を行っています。その利率は、銀行との約定により、3ヶ月CD売値-0.2%に設定し、効果的効率的な運用を行うため、年間の資金運用方針、毎月の収支計画、指定金融機関の日表での残高確認などを行っています。 今後、引き続き効果的効率的な資金運用に努めてまいります。</p> <p>(2) 物品の管理について 平成23年度から「物品管理状況一覧表」を各課で作成し、出納が行う年一回の「実地検査」前に、所属長が自己検査を行うようにしました。今後、現物の実査確認のときに利用状況、安全状況、品質状況などの確認をしていけるよう管理体制の改善に取組むとともに、出納が行う実地検査での実査件数を少しでも多くし、より適正な物品管理に努め、盗難紛失等の事故がないよう注意を払ってまいります。</p>

監査の結果に基づいて講じた措置

実施年月日	平成23年11月11日
<p>監査対象部局 四日市港管理組合議会事務局</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置（処理状況）</p>
<p>(1) 事務局の充実について 三重県議会や四日市市議会の議会改革の流れを受けて、四日市港管理組合議会においても、平成22年1月から議員報酬を月額から日額に変更するなど議会活動の充実や改善に向けた取り組みが進められている。今後も、時代の流れを踏まえて、議員活動がより一層効率的・効果的に行われるよう、県議会・市議会はもとより港湾を管理する他の一部事務組合議会の情報収集を行うとともに、必要な専門知識の修得のため研修等への積極的な参加に努められたい。</p>	<p>(1) 事務局の充実について 管理組合議会では、議会活動の充実や改善に向けた取組を進めてきており、事務局としては今後も引き続き、県・市それぞれの議会との連絡を緊密にするとともに、港湾を管理する他の一部事務組合議会の情報収集を行いながら、議会活動の一層の充実に取り組みます。 また、平成23年度は全国都道府県議会議長会議長主催の「第176回全国都道府県議会事務局職員研修会」に参加するなど、専門知識の修得に努めたところですが、今後も様々な機会を通じて、職員の専門知識の向上を図ります。</p>
<p>(2) 海外視察調査等について 議員による海外視察調査等については、今後も引き続き、費用に見合う十分な成果を発揮できるよう効率的な調査や行程等に留意し、その調査研究活動がさらに充実されるよう事務局としてサポートしていきます。また、調査先の選定についても、常日頃から組合内外からの情報収集に努め、四港での議員活動、あるいは今後の議員活動に資するよう調査先の検討に努めます。</p>	<p>(2) 海外視察調査等について 議員による海外視察調査等については、今後も引き続き、費用に見合う十分な成果を発揮できるよう効率的な調査や行程等に留意し、その調査研究活動がさらに充実されるよう事務局としてサポートしていきます。また、調査先の選定についても、常日頃から組合内外からの情報収集に努め、四港での議員活動、あるいは今後の議員活動に資するよう調査先の検討に努めます。</p>

監査の結果に基づいて講じた措置	
監査対象部局	四日市港管理組合監査委員事務局
実施年月日	平成23年11月11日
監査の結果	講じた措置(処理状況)
<p>(1) 事務局の充実について 事務局は監査委員の指揮の下で、主に毎月の例月出納検査のほか、毎年度、各課の予備監査・定期監査とそれらの総括となる決算審査等、監査委員による監査の事務補助を行うことが大きな使命である。今後とも研修等への積極的な参加により、必要な知識の修得に努めるとともに、特に県・市の監査動向のほか、行政に関する新聞報道等についても、日頃から情報の収集に心がけられたい。</p>	<p>(1) 事務局の充実について 県・市の事務局との緊密な連絡、他の自治体の情報収集を行うなど、常に最新の監査動向の把握に努め、年間執行計画に基づく例月出納検査、予備監査、定期監査、決算審査などの監査がより充実したものであるような取組を進めます。 また、平成23年度は日本経営協会主催の「地方自治監査業務の効率的な処理業務」に参加し職員等の専門知識の向上に努めたところですが、今後も様々な機会を通じて、職員等の専門知識の向上や監査業務の理論や実務の習得を図ります。</p>

<p>購 読 料 年間 3,120円 (月額 260円)</p>	<p>平成24年 3月26日発行 四日市市霞2丁目1番地の1 (電話 代表 059(366)7006) 四日市港管理組合</p>
--	--